

論述文における「のだ」文のさじ加減

—上級日本語学習者に文の調子を伝える試み—

今村和宏

1. はじめに

日常会話で「～んだ」「～んです」という文末表現をよく耳にする。書き言葉でもやはり「～のだ」「～のである」などをしばしば目にする。これらは一般に「のだ」文と呼ばれ、母語話者はそこに一定の語調（語感）を感じ取る。それにもかかわらず、一度分析を始めるやいなや、その用法・機能の多様性のために、分かりやすく統一的な説明がいかにかに難しいかを思い知らされる。「のだ」文は文法の様々な局面に関わることもあって、過去百年近く文法学者を悩ませてきた⁽¹⁾。

一方日本語教育の現場では、初級段階で「どうしたんですか」「頭が痛いんです」などが出てくれば、そのような場面では「～んです」という表現を使うのだと規則として教えるにとどめることが多い。学習者に質問されれば、強調するのだとか説明を求めたり与えたりするときに使うのだとか答えることもあるが、納得のいく解説とはいえない⁽²⁾。実際、他の多くの会話場面で使われる「～んです」や書き言葉で使われる「～のだ」にもつながるような応用の効く理解を促す指導はそう簡単ではない。中級段階で「地面が濡れている。雨が降ったのだ」に類した例文が出てくれば、理由や因果関係を示すと説明されるのが一般的だ。だが、そこで「雨が降ったからだ」とのニュアンスの違いを明らかにできないと、「のだ」の正しい理解にはつながらない。それほど微妙な問題を多く含んでいるにもかかわらず、「のだ」の指導に関する研究は驚くほど少ない⁽³⁾。特に、上級学習者に論述文の「のだ」を習得するように促す指導法の開発は極めて遅れている。

本稿では、上級日本語学習者が論述文の読解において文末表現「のだ」をどのように読み取り、作文でどのように運用すればよいのか、その指針を与えるための指導法について考察することを目的とする。

2. 論述文の「のだ」を上級学習者に指導する意味

日本語学習者にとって習得の難しいこの「のだ」について、「滞日期間の長い日本語上級者は自然に習得するようになる」という主張がある。確かに、驚きや心配を表す疑問文や事の真偽を問う疑問文(例「えっ、本当に知っていたんですか」)、あるいは釈明をする場面(例「昨日は頭が痛くて勉強できなかったんです」)での「のだ」文の使用は滞日経験の長い学習者ではある程度定着している。しかし、そうした一部の例外を除き、上記の意見は実情に全くそぐわないものである。

事実、日本語学習歴も滞日経験もともに長い学習者にアンケートをとってみると、日常会話の特定の状況(感情的であったり強調するような状況)で「～んだ／んです」を使うことはあっても、論文を読むときには文末の「のだ」に注意を払うことがなく、自分が書く際には、ほとんど使わないというのが一般的な答である。また、自分には使い方がよく分からない上、客観的な記述や論証を重視する論文調の文章では「のだ」文は元来必要ないものと考えている学習者も少なくない。しかし母語話者の場合、その使用に個人差はあっても、論述文において「のだ」文の頻度は低くなく、しかも重要な機能を果たしている。さらに、それは読者に伝えたい内容を読ませて納得させるための談話構成とも密接に関わっている。母語話者なら無意識に感じ取っている「のだ」に纏わるそうした「文の調子」を外国人留学生(研究者)がまるごと取り落としているとしたら、重大な問題と見なすべきなのである。「文の調子」を捉えそこなうと論述文を書いた者の基本的な立場さえ読み違えかねない。

上級日本語学習者に作文を書かせてその添削の中で「のだ」の使い方を指導する方法があり、筆者も実践したことがある。しかし、「のだ」の使用・非使用には個人差がある上、同一人物でも表現意図によって使ったり使わなかったりするということまで考えると、教師の方としては訂正すべき誤りかどうかを判断しかねる場面にもしばしばぶつかる。そのため、どうしても「のだ」が必要と思われる場合のみ訂正して解説を加えることにもなる。しかし、それでわかったつもりになった学習者が、次の場面で使うべきでないところで「のだ」を使ったり、使うべきところで使わなかったりして、誤りをしばしば訂正されるとどうなるか。自信をなくして結局、失敗をする可能性の大きいこの形をなるべく使わないようにする消極性が定着してしまう。ここで必要なのは、場当たりの解説ではなく、応用の効く「のだ」使用の指針なのである。しかもその際、「のだ」の語感を感じ取らせた上で、その語感から指針の内容が納得で

きるように促さなければならない。

ここで話を具体化するために、筆者が1996年4月～7月に受け持った講義での実践報告を織りまぜながら考察を進めることにしたい。講義のタイトルは「経済専門文献日本語」、対象は本大学経済研究科の修士及び博士課程の正規学生である。講義では経済関係の専門文献の読解やレジュメ、発表及びディスカッションを通して、その日本語の特徴を理解し、論文を執筆する際の表現力へと結び付けることを目標としている。学生は当然、専門知識を有し、その日本語能力も上級に位置する。読解能力を例にとれば、日本人学生でも最低20～30分は要するような難易度の高い10ページ程度のテキストを与えられた場合、1時間～1時間半もあれば内容を読み取ることができるレベルである。しかしながら、事実関係を理解し、内容の流れを正しく辿っているようでも、表現の端々（類義語の選択、陳述副詞、文末表現など）に現れる微妙な文の調子を捉えていないために、論文の執筆者の立場、価値判断、主張を度々読み違えてしまうレベルでもある。この「文の調子」を捉えることはまさに本講義のメインテーマであり、特に「のだ」を糸口に他の多様な側面に食い込むことができた。以下では、「のだ」を他の文末表現や副詞と関連付けながら指導する方法を吟味する。

3. 「のだ」の使用場面の確認

前節で述べた「論文を読むときには文末の「のだ」に注意を払うことがなく、自分が書く際には、必要性を感じないのでほとんど使わない」という上級日本語学習者の一般的傾向はやはり「経済専門文献日本語」のクラスでも認められた。「のだ」の語調を読み取り、それを作文にも積極的に生かしていると答えた者はなんと九人中一人もいなかったのである。ここで必要なことは明らかだろう。何よりもまず、論述文において「のだ」文が実際に使われているのを確認してもらうこと。その上で、それがどんな場面で使われているかを観察して、その意味と存在意義を考えてもらわなければならない。

本講義では、6月下旬、受講生の一人が中谷巖著『日本経済の歴史的転換』の第七章（全30ページ）をレジュメ用のテキストとして選び、発表した。そこで、内容についての質疑応答、ディスカッションの後、その第二節（p.62, 例1参照）を日本語の観点からもう一度注意深く読んで、「のだ」の使用頻度と使用場面を確認することにした。その際、段落構成など、広い文脈の中での位置関係にも目を向けるように指示した。

例1の文章は、原文では4ページにわたるが、その中に「～のである」が5回出てくる⁽⁴⁾。では、それはどんな文脈に現れているのだろうか。受講生たちの分析は鋭かった。5回のうち3回は段落の最後に現れていることにすぐ目を留め、さらにいくつかのやり取りの後、「～のである」が文末についている文は、内容から見てこの文章のキー・センテンスになっているという認識にほどなく落ち着いた。段落の最後では、その段落をまとめているし、段落の最後でない第4段落の場合、「時代要請と真っ向から衝突」とか「日本経済低迷の根本原因」などの表現から、それらが著者の特に主張したいことらしいと判断できるからである。そうとなれば、「のだ」文は重要な機能を果たしていることになる。それまで「のだ」文をほとんど意識してこなかった受講生たちはそれに気付いて身を乗り出してきた。これから数週間の間、折にふれて「のだ」文と取り組むために十分な動機付けがこれでできたと見てよい。

4. 「のだ」の語感に関する仮説

まず、ここで受講生が今までに理解していた「のだ」の意味を確認することにした。予想通り、様々な意見が出された。「強調する」「主張する」「説明する」「原因を表す」「結果を表す」あるいは「因果関係を表す」など、それぞれもっともなものばかりである。それに、上記の「段落をまとめる」が加わった。しかし、それだけ用法が多岐にわたると、「のだ」の意味が特定できなくてはっきり分からないし、それらは特に「のだ」文でなくても表すことができるのではないかと、との疑問が受講生から投げかけられた。これに対して、「のだ」には独特の語感があり、それを手掛かりに多様な用法、機能を理解すべきであることを伝え、その語感についての筆者の考えを披露した。

「のだ」はその前にくる文の内容を聞き手や読者に力強く差し出したり投げかけたりの語感があると筆者は感じる。それを受け取る側では多かれ少なかれ胸にズンと圧迫感を感じる。そこから、肯定文では、「訴えかける」「主張する」「強調する」などのニュアンスが出てくる。それだけではない。原因・理由・結果・事情・結論などがまだ多かれ少なかれ不明なために穴があいた未完結状態の文脈がある場合、聞き手や読者に「のだ」文の内容を力強く差し出してその穴を埋めることもできる。驚きや心配を表す疑問文や事の真偽を問う疑問文における、相手に迫るようなニュアンスも、内容を力強く差し出し（突きつけ）問いかけていると考えれば分かりやすいのではないだろうか。

本講義の受講生のように能力の高い学習者が相手なら、以上のことをことばで説明

するだけでも理解はしてくれるかもしれない。しかし、それだけでは十分ではない。語感を感じてもらわなければならない。そのためには、目に見える動作を併用するのが有効だと思われる。「んです」「のだ」などと言いながら、手のひらを学習者の方に（念を押すように）力強く差し出して止める。その際、上半身も自ずと手の動きにつられて前方に幾分乗り出す恰好になる。次に聞き手側に回って、手のひらを胸の上当てて、軽く圧迫感を感じる様子を表す。そうすれば語感が実感しやすくなる。

それを実感していれば、「んです」を連発しながら話すのは勧められないということもすぐ納得できる。「～んです。～んです」という度に、聞き手に圧迫感を与えて疲れさせてしまうという答えがほどなく返ってくる。また、「んです」や「のだ／のである」を不必要に連発しすぎると効力が弱まってしまうのも想像できる。現に受講生たちは、ここぞと思うところで使ってこそその有効性が発揮できるのではないかという認識を自力で導き出したのである⁽⁵⁾。その推察力の鋭さを高く評価した後、次の週からは論述文に範囲をかぎって、「のだ」文使用のための指針について考察することを告げ授業を終える。

5. 「のだ」文使用のさじ加減

「のだ」の使用・非使用には個人差がある上、同一人物でも書く内容や想定される読者層によって、あるいは表現意図によって使用の度合いが大きく異なる。したがって、「のだ」文のさじ加減は様々な要因に左右され、だからこそ単純には決定できない。しかし、その使用傾向を上記語感と結び付けて理解し、ルールの形にまとめ上げることが不可能かと言えばそうではない。問題は、複数のルールのうち、どれを中心にどのような順序で提出していくのが学習者にとって分かりやすいのかをしっかりと見極めることであろう。さらに、積極的な習得を促すためには、論述文における「のだ」文の使用基準は基本的に難しくはないと学習者を安心させられなければならないが、一見多様な複数のルールが上記語感で統合的に理解できるのが助けになる。

本講義では、論述文に範囲をかぎって、「のだ」文使用のさじ加減のための目安を以下の順序で提出した。ここで、受講生はもともと「のだ」文を使用していないのだから、徐々にそれを使うためのきっかけができればそれで十分である。以下のルールは、まず読解の手助けに使うその意味を確認してから、作文の際にも「のだ」文を用心深く使用しはじめるための指針に役立てるよう指導した⁽⁶⁾。

ルール1

ひとまとまりの内容を締めくくって、読者に一旦その内容を噛みしめてもらいたいときには、「のだ」文を使う方がいい。

段落を締めくくるために「のだ」文が使われる例は既に第3節で見た。実際、その例に限らず、論述文において段落の最後に「のだ」文が現れる頻度は高い⁽⁷⁾。次ページの表1は、経済学・商学を中心に複数の社会科学系文献について、「のだ」文全体に占める段落末の「のだ」文の割合を調べたものである⁽⁸⁾。そこから、「のだ」文全体のうち、啓蒙的色彩のある文献1~4では半数程度、学術論文の文献5~44では平均7割が段落末に現れることが読み取れる。それは段落の最後でその内容を締めくくって、読者にその内容を噛みしめてもらうことが多いからである。その様子は、p. 63の例文資料の例2以下、数々の例文で観察することができる。

このように、まとめたり締めくくったりするために使われることから、「のだ」文は、「すなわち」「つまり」「要するに」「結局」などの接続表現と相性がいい（例2~5, 例7, 例13）。また、「いわば」「したがって」「このように」「このような」「こうした」「この意味で」「その意味で」なども、直前の文だけでなく、手前の文脈全体にかかるので、やはりこの用法の「のだ」文とともに使うと座りが良くなる（例6, 例9, 例17~22, 例32, 例35）。

本講義の受講生たちは、まとめるときに「すなわち」「つまり」「要するに」を使うことにはすぐ気付いたが、「結局」も同様に使えることには思い至らなかった。彼らは「結局、大学院の試験を受けることにした」というように、事象の記述の「結局」には慣れていても、文の接続のあり方を規定する用法にはあまり馴染んでいないらしい。そして、「いわば」「したがって」「このように」「こうした」「その意味で」などをこの用法で使えるようにすることは、上級日本語教育の一つの目標でもある。

ところで、例11や例12のように、段落の最後でなくてもその少し手前でそれまでの内容を締めくくることはある。大事なのは、読者に一旦その内容を噛みしめてもらいたい、あるいは読み返してもらいたいと思っているかどうかである。そのとき、いままで読み進んできた読者に「のだ」文を力強く差し出してその手前の内容に一旦ピリオドを打つのである。それにより、読者は納得して落ち着く。当然、思考の流れを一旦断ち切ることを意味する場合もある。もし思考の流れを途切らさずに先に進んでもらいたいときは、ルール5で見ると、「のだ」文以外の表現を使う方がよい。

表1: 「のだ」文の段落末出現度

文 献	「のだ」文の 総数 (=①)	段落末出現数 (=②)	②÷①×100
1. 近代経済学	254	102	40%
2. セミナール日本経済入門	133	60	45%
3. 入門マクロ経済学	267	120	45%
4. 日本経済の歴史的転換	101	53	52%
5. 第12回世界客家大会の情報解析序説	13	10	77%
6. APEC研究センター「目的と課題	1	1	100%
7. 1994年の年金改正とその評価	5	2	40%
8. いわゆる「姿態変換」の構造	3	2	67%
9. 日本的労使関係の史的展開(上)	2	2	100%
10. 資本市場不完全性下の学歴シグナル	1	1	100%
11. 日本型ツー・ステップ・ローンの経済分析(2)	0	0	—
12. 不確実性下の資産選択	6	3	50%
13. 世代間の所得移転の形態と所得不平等に関するモデル	0	0	—
14. いわゆる「日本モデル」論と労働問題研究	24	16	67%
15. 「構造変化」の下での労働組合の産業政策と労働組合運動	2	2	100%
16. ランカシャ紡績企業9社の資産再評価	3	2	67%
17. 日本の取締役会 その法的・経営的分析	6	2	33%
18. わが国経済成長と預金市場	0	0	—
19. 並行通貨アプローチから見た基軸通貨の慣性	0	0	—
20. 借手特性と貸出契約	10	7	70%
21. 貸任会計論の生成	21	12	57%
22. 大恐慌期における日豪通商問題	16	12	75%
23. 国際鉄鋼レジームの模索	3	2	67%
24. 国際組織と地方自治体ネットワーク	2	1	50%
25. インドシナ介入をめぐる米英政策対立	8	7	88%
26. 日中民間貿易と日米外交, 1952-1955	17	13	76%
27. 国際組織による国々の義務に対する国際的コントロール	4	2	50%
28. インサイダー取引規制	6	6	100%
29. フリードリヒ大王の国家思想	16	13	81%
30. 教育の計画性・再考	11	9	82%
31. 教育思想史の可能性	3	1	33%
32. 北方教育と教育科学運動	17	11	65%
33. 多文化社会における指導過程論の課題	0	0	—
34. 宇宙文化協会における節井恒男の教育実践	7	5	71%
35. ブルデュールにおける社会学的認識論と権力	11	10	91%
36. 19世紀イギリス学校教育論における「共感」概念の系譜	14	12	86%
37. メキシコ教育大臣ホセ・バスコンセロスの「精神教育」	5	5	100%
38. 現代における人間理解のために	17	7	41%
39. 「意識」と「認識」	30	17	57%
40. デュルケームの民主主義論	18	11	61%
41. 第二次近衛内閣初期における対外政策決定過程	11	11	100%
42. ユーゴ・ソ連論争史序論	9	6	67%
43. 戦後アルザス地域主義の展開と特質	3	3	100%
44. ジョン・ロック所有論の再検討(1)	6	3	50%
45. 天文学におけるカタログ・データベースの利用	0	0	—
46. 一橋大学東キャンパスにおける環境放射線の測定	0	0	—

— ルール 1' —

前の文を言い換えて、読者にその内容を噛みしめてもらいたいときには、「のだ」文を使う方がいい。

ルール1ではひとまとまりの内容を締めくくることが、前の一文だけを言い換えるときにも「のだ」文が使える(例15, 16)。ここでも読者にその内容を噛みしめてもらう効果があり、読者は納得して落ち着くように促される。その意味で、ルール1とルール1'は極めて近い関係にある。実際、言い替えのための接続表現としては、「言い換える」と「言い換えれば」「別の言い方をすると」「換言すると」以外に、上で見た「つまり」「すなわち」「要するに」も使われる(例14)。ただし、これらの接続表現がなくても「のだ」文でその内容を力強く読者に差し出すだけで、上記効果が現れるのだということ学習者とともに確認することが重要である(例8, 例10~12)。

— ルール 2 —

何か通説と違うこと、意外と思われること、独創性のあることを主張するときには、「のだ」文を使う方がいい。(他の可能性を否定して自分の主張をする場合も含む)

何か通説と違うこと、意外と思われること、独創性のあることは、「のだ」文のかたちで力強く読者に差し出してこそインパクトを与えてはっきり際立たせることができる(例23~33)。そのとき、「一般にはこう思われているが」「表面的にはこう見えるが」「理論ではこうだが」などの文脈の下に、「実際は」「実は」「現実には」などが文頭や文中にくる「のだ」文が多い(例23~25, 27)。また、読者の予想に反するという意味合いから、例26や例28のように、「しかし」や「ところが」もしばしば文頭に加わる。さらにこれら2グループが組合わさって「しかし実際は」とか「ところが現実には」となって文頭に現れることも指摘しなければならない。ここまでは、本講義の受講生は、教師から与えられる僅かのヒントをもとに難なく辿り着いた。しかし、「かえって」や「むしろ」が主に文中に入って同様の効果が得られることにはなかなか思い当たらないようなので注意を要する。通説を否定するのに、「しかし、……必ずしも……ない」が「のだ」文のかたちで使われる(例28)というのも指摘されなければまず気付かないと見てよい。

他の可能性をはっきり否定して自分の見方を主張する文型でも「のだ」文が威力を

発揮する。たとえば、「～(の)ではなく、……のである」「～わけではなく、……のである」「～というより、実際は／実は／むしろ……のである」などである(例31～33)。これは、「のだ」文の典型的な使われ方の一つで、あまり「のだ」文が使われていない論文でもこの用法は見られることが多い。たとえば、例33の著者は43ページにわたる論文の中で僅か6回しか「のだ」文を使っていないが、そのうち3回はこの用法である。その意味で、日本語学習者でも、文体的に不自然になることを恐れずにこのような「のだ」文は使ってよいと思われる。

ルール3

読者に問いかけたり、訴えかけたり、説得したりする気持ちを強く表現したいときは、「のだ」文を使う方がいい。

読者への問いかけ、訴え、説得など、働きかけの気持ちを表現するのに「のだ」文が有効なものもその語感から容易に納得できる。上記例33の著者は、普段は淡々と記述したり分析するので「のだ」文はほとんど使わないのだが、「～ではなく、……のである」文以外にも、読者に強く訴えかけたり説得するときだけは、「のだ」文を使っている(例34)。例35の文章が含まれる論文(文献27)も事実関係を中立的に記述・分析する文体がほとんどだが、人権条約の履行確保措置の必要性を訴える部分にだけは熱が入り、「のだ」文が使われている(例35)。例36と例37は不確実性下の資産選択の理論を扱う4人のモデルを比較分析する中からケインズの独自性を見出すという同一論文からの引用だが、ここで小野モデルに対する論者の強い思い入れが感じられる。例36では、酒井と小野の違いがなぜ生じたのかと、強く読者に問いかけてから、小野の導入した「流動性プレミアム」という変数の重要性を強調している。しかしその一方で例37では、小野モデルが無視している投資は現代でも重要な変動要因だといって、その限界をも指摘して、ケインズの価値へとつなげているのである。このように、「のだ」文が儉約気味に使われている論文の場合、「のだ」文を追っていただけでも、その立場が見えてくることがあるので、特に意義深い。

ところで、何か通説と違うこと、意外と思われること、独創性のあることを主張するときには、相手に訴えかけたり説得したりする気持ちも強くなることが多いので、ルール2とルール3は重なり合うことが多いと予想できる。それだけではない。ルール2やルール3のかたちで、ひとまとまりの内容を締めくくることが多い(ルール1)も多い。事実、そこでの例文のほとんどで、「のだ」文が段落末にきているのである。

なお、読者に問いかける「のだ」の用法は、日本語学習者が会話文で初級・中級で既に学んだものと直結しているので理解しやすいし、作文で能動的に使うのも易しい(例 36, 41, 42)。

—— ルール 3' ——

「まさに」「こそ」などの強調表現とともに「のだ」文を使うとよい。

これは明らかにルール3の延長線上にあるので、あえてルールのかたちにする必要はないかもしれないが、現代語に残る数少ない係り結び的なものなので、きわめて座りのいい標準表現として覚えてもらいたいと思う(例 38~40)。しかしこれも、ルール5に見る限定条件がつけば、その標準形は破られることになる。

—— ルール 4 ——

読者が知らなそうなことを啓蒙する文章では「のだ」文を多めに使っても良い。

「のだ」文として強く差し出して、文脈を完成させて締めくくる(ルール1)、あるいは相手を納得させようと訴えかける(ルール2, ルール3)からには、そこで差し出される内容は、相手が知らないあるいは納得していないと想定できるものでなければ意味がない。ということは、逆に言えば、「のだ」文を多用しすぎれば、読者の知識レベル・理解レベルが筆者のそれより低いものと想定していると解釈されても仕方がない。その点、危険性もはらんでいるわけだが、もともと読者が知らなそうなことを啓蒙する文章では、「のだ」文を多めに使っても何ら差し支えがない。

さてここまで、「のだ」文のさじ加減のための目安としてルール1~4を見てきたが、ルール1~4の裏返しとして次のルール5が導き出される。

—— ルール 5 ——

既に述べたことをまとめたり言い換える、あるいは独創性のあることを主張したり強調する必要があったとしても、思考の流れを途切らさずに先に読み進んでもらいたい、あるいは説得口調、啓蒙口調を極力避けたいと思うなら、「のだ」文以外の表現を使った方がいい。

実際、説得口調、啓蒙口調を極力避けたいと思い、思考の流れを途切らさずに、淡々と事実や統計などのデータ、数式に語らせたいと思えば、「のだ」文は全く使われない

こともあり得る。たとえば57ページの表1で、「のだ」文が一回も現れていない社会科学系文献(文献11, 13, 18, 19, 33)を見てみると、文献33を除いてすべて数式や統計データを中心に淡々と論を展開している。参考までに、やはりデータを中心に論を進めている自然科学系の論文を2点(文献45, 46)調べてみたところ、そこにも「のだ」文は一回も現れてこなかった。

それではそこで、まとめたり、言い換えたり、主張することが全くないかと言えば、そうではない。「のだ」文とは語調は異なるものの、それに代わる表現がれっきとして存在するのである。最も一般的なのは、「……(という)ことがわかる」「……(という)ことを意味する」「……(という)ことになる」「……といえる/いえよう」「……と考えられる/思われる」などである。その他、「……と見なすことができる/できよう」「……と見てよい」や「……(という)ことが確認される」「……(という)ことを示唆している」などもよく使われる。注意を喚起する表現としては、「……と指摘することができる/できよう」や「……(という)ことを見逃してはならない」などもある。原因・理由の説明なら「……からだ」や「……ことがわかる」がよい⁽⁹⁾。さらに、「まさに」や「こそ」などの強調表現とともに使うのにふさわしいものとして、「……にはほかならない」や「……に疑問の余地はない」も挙げられる。反対にやわらかい表現としては、「……ように思われる」や「……かもしれない」という選択肢もある。

以上のもの以外に、「のだ」としばしば対比される「わけだ」がある。両者の違いを単純化すれば、前者はある内容の、話者(筆者)から聞き手(読者)への一方的な差し出しであるのに対し、後者は聞き手(読者)を取り込んだ相互了解的な提示であるといえる⁽¹⁰⁾。そこから、話の流れを十分理解して相手も当然結論に辿り着いているという前提で最終確認をしたいだけなら「わけだ」の方がよい、というミニルールが導き出される。そこでもし「のだ」を使ったら、失礼な印象を与えるかもしれない。だが逆に、相手がなかなか受け入れられないような立場なのに、「わけだ」で受けて締めくくったとしたら、それはそれで傲慢な態度と受けとられる可能性があることも見逃してはならない。それもまた、「のだ」と「わけだ」の語感の対比として具体例にそって説明すれば、日本語上級学習者にはそれほど難しいことではない。

さて、上記すべての表現を本講義で扱った様々のテキストで一つ一つ確認するのは大変な作業かと当初思われたが、実際はそうではなかった。ただ、複数の論文全体では多様な選択肢があるのに、個々の論文では、使われる表現にあまり多様性が見られなかったという事実が、受講生にとっても教師にとっても新鮮な驚きであった。

「のだ」文を一度も使わないという極端な場合でなくても、「のだ」文をむやみに使わないためには、上記の豊富な選択肢を駆使しながら、ここぞと思ったときにのみ「のだ」文を使うようにするのがよい。そうしてこそ、説得力のある文章が書けるからである。そして、「のだ」文のさじ加減の目安とその他の表現の多様性を自覚している本講義の受講生は将来、日本語母語話者並み、いやそれ以上に説得力のある論述文を書く可能性を秘めている、そう彼らを励ましてもいいのではないだろうか⁽¹¹⁾。

例文資料

例 1 (本文 pp. 53~54 参照)

たしかに、日本の税制や補助金政策などを子細にみていくと、ひとつひとつの政策に細かく弱者保護・平等主義の観点が貫かれていることがわかる。たとえば、所得税制では最低課税限度が外国に比べて著しく高く設定されているだけでなく、累進度がきわめて高いのが日本の著しい特徴である。(以下本段落省略、「のだ」非使用)

あるいはもっと細かい制度のなかにも、必ずといっていいほど、低所得者、弱者保護の観点が入り込んでいる。たとえば、給与所得者の配偶者特別控除制度では、所得が1千万円を越える場合は認められない。(以下本段落省略、「のだ」非使用)

もちろん、もっと大きな枠組みについても平等主義は貫かれている。たとえば、金融行政における「護送船団方式」は、破綻する金融機関を出さないことを前提にしてきた。これは明白な競争否定・平等主義の一例であるが、このような競争否定・平等主義思想が日本の規制体質を決定的なものにしている。そのほかにも、食糧管理法、運輸分野での厳しい参入規制(たとえば、タクシーの参入規制)など、敗者を出さないための制度が無数に存在している。野口悠紀雄氏が指摘しているように、日本の厳しい規制体系は多くは平等主義の所産なのである。

しかし、経済の国際化、自由化、成熟化が進展した現在、平等主義、競争否定を前提にした日本の制度はあちこちで破綻し始めた。戦後日本の思想基盤としての平等主義が、時代的要請と真っ向から衝突しているのである。それが制度改革への抵抗となって現れ、日本経済低迷の根本原因となっているのである。こういった時代背景のなかで「護送船団方式」をかたくなに維持しようとした大蔵省の金融行政が、住専問題や大和銀行事件で大きくつまづいているのはある意味で当然であろう。様々な規制の体系を容易に改めることができず、それが日本経済の体質を弱体化していることも、平等主義思想が依然として根強く国民の間に浸透していることと密接な関係がある。

このような、日本人に深くしみついた平等思想はどのような意味を持っていたのか。あるいは、それは今後どの様に変質していくべきなのか。このきわめて重要な問題も、日本経済

の発展段階が今日のような先進国の段階に到達したいま、改めて問い直されるべき時を迎えたのである。

結論をいえば、第一に、平等主義そのものは、もしそれが維持可能なのであれば、当然維持すべきだということである。平等主義的思想はこれまで、日本経済の発展、日本社会の安定性の精神的支柱であった。そして、平等主義自体は人間社会が長年の模索の結果として獲得した英知でもある。第二に、しかしながら戦後日本の平等主義は、「機会の平等」から「結果の平等」へと重点が移り、多くの場合、行き過ぎた平等主義、あるいは、「悪平等」がはびこるようになった。努力したものが正当に報われず、努力しなくてもある程度の生活が保障されるようになると、国民のモラルに大きな影響がでてくる。第三に、平等主義は日本という国の規制体質の温床にもなっている。弱者保護という目的で、日本の諸制度はきわめて細部にわたる例外規定が定められ、これが競争否定の源になっていることが多いのである。

(『日本経済の歴史的転換』, pp. 242-244)

例 2 (ルール 1 参照)

しかし、現代の民主主義的な資本主義国の経済の純粋に競争的な市場機構を制約ないし限定している最大の要素は、民間企業の独占的要素よりは、政府による市場機構への統制ないし干渉である。これはわれわれが得る所得の一部が税金のかたちで政府に収められることを考えれば直ちに理解されるであろう。納税は国民である以上、政府によって国民の義務として強制されるからである。政府はこの税金を利用して、市場機構からもたらされるいろいろな経済的結果にある種のコントロールを加え、国民経済の各種の社会的目標を実現しようとする。社会福祉事業(高齢者や身体障害者への所得移転)や、民間企業では提供されない、ないし民間に任せることが好ましくないような公共的サービス(治安、司法、国防、道路、医療、教育など)の提供を行う。このようにわれわれの経済は公共的部門のウェイトがかなり高いという意味で競争的市場機構との混合であり、一般に「混合経済」といわれる。すなわち現代の経済は、政府によって市場機構の中に経済的コントロールが働いている経済なのである。

(『近代経済学』, p. 4)

例 3 (ルール 1 参照)

以上にあげた学説は、すべて投資・消費と生産の相互関係に着目した実物理論であるが、これらに対して貨幣的要因を重視する景気理論もある。ホートリーは、景気上昇過程における信用創造に注目し、拡張局面は銀行による信用創造がつづく限り進行するが、やがて銀行は信用制限をおこなうので、取引縮小、生産減退というかたちで景気が反転すると説く。つまり現代の金融組織にみられる信用創造と信用制限は、本質的に不安定要因であり、これが

景気循環をひきおこすとするのである。

(『近代経済学』, p. 450)

例 4 (ルール 1 参照)

1つの可能な説明は、大企業に雇用される労働者と小企業に雇用される労働者とは質が違い、相互に無競争集団をなしているという考え方である。質の相違とは、能力、教育、家庭、年齢など実質的に生産力の相違を意味するものでも、また単に社会的な偏見によるものでもよい。要するに、2つの集団のあいだに労働の移動性がなければ賃金の格差は解消しないのである。

(『近代経済学』, p. 288)

例 5 (ルール 1 参照)

古典派は確実な世界を想定し、貨幣の機能を本質的と見なしていない。時間を通じた「セイ法則」の成立を仮定した時、貯蓄行為は投資を経由して将来の消費行動に直接つながる。消費と貯蓄の調停役は時間選好率である。ここでは貯蓄行為と投資行為は同一視されており、しかも貯蓄→投資の因果関係もうかがえる。この論法によって貯蓄による今日の有効需要の減退は、明日の有効需要の増大を意味し、全体としての有効需要が減少することはない(消費と投資は反対方向に動く)。貯蓄と将来の消費が1対1に対応しているという意味で、この世界にはリスクや不確実性は存在しない。ゆえに資源は常に完全利用される。非自発的失業などが問題になることはない。この世界が成立するためには、貨幣は本質的な役割を果たしてはならない。貨幣がストック・金融資産として保有されることもない。ただ単に交換手段として、実体的な財取引の瞬間のみに貨幣は出現する。結局、古典派は確実な世界でのフロー調整のみを守備範囲としているのである。

(「不確実性下の資産選択」, p. 136)

例 6 (ルール 1 参照)

一方、負債・資本というのは、左側の資産を保有するのに必要な資金をどこから調達したかを示している。負債と資本が同じ側に記載されるのはおかしいではないか、と思うかもしれないが、例えば生産設備の建設資金が企業の内部資金だけでは足りず銀行からの借入金も併用することを想定してみれば簡単に理解できるはずだ。いわば、負債も資本も左側の資産を買うための資金源なのである。

(『ゼミナール日本経済入門』, p. 459)

例 7 (ルール 1 参照)

太田可夫が主張するように、スミスにおいて「共感」とは、各人の内面がある有徳な感情、「没我的愛」や「情深い性質」で満たされているかどうかにたいする賛同を意味するものではない。「共感」とは、観察者の眼から見て各人の感情の強さがその人間の置かれた状況と照らし合わせた上で適正なもの(propriety)として感じられるかどうかにかんして示される同意

を意味するものであった。つまり利他的なものでも利己的なものでもない。それは、「社会的秩序の感情的表現」「社会の全ての構成員の間に存在する倫理的関係」なのである。

(「19世紀イギリス学校教育論における『共感』概念の系譜」, p. 109)

例 8 (ルール 1, ルール 1' 参照)

経済のサービス化・ソフト化によって第三次産業の比重が増大している、というだけではない。第二次産業内部でも、サービス化、ソフト化が急速に進展し、「産業の融合化」が進んでいる。日本電気の関本忠弘社長はこれを「2.5次産業化」と呼んでいる。日本電気の主力製品の一つはコンピューターだが、これにはハードウェアとそれを動かすソフトウェアが必要だ。同社はハードウェアとソフトウェアの部門の比率が3対7だという。製造業とソフトやサービス、知識を売る産業が合体し、新しい需要を生み出しているのである。

(『ゼミナール日本経済入門』, p. 389)

例 9 (ルール 1 参照)

この計画策定の検討過程で、ひとつの焦点となったのが、計画の土台となる成長率目標である。言うまでもなく日本は市場経済体制をとっているから、経済計画といっても民間の経済行動を縛るわけではない。だからあくまでも「誘導目標」といった色彩が濃いし、成長率も目安に過ぎないが、政府の経済運営は計画に沿って実施される。計画に掲げられる成長率はこの意味で重要なのである。

(『ゼミナール日本経済入門』, p. 171)

例 10 (ルール 1, ルール 1' 参照)

第二に上井氏の著作は、対象企業はことなるが、野村氏の議論のなかでは相対的に手薄であり、また他の研究グループの著作などでは直接は扱われていないミクロレベルでの労使関係についてインテンシブな議論を展開している。周知のように日産自動車の労使関係については山本潔氏の先駆的な業績がある。これに対し上井氏の著作は「日本企業のフレキシビリティの内実を照射する」という「問題関心」を明示しているという点からも、かの国際的論争を強く意識したものである。この新しい「問題関心」が他ならぬ労使関係分析という領域でどのように生かされているのか、そして国際的論争に労使関係分析の側からどのような貢献がなされたのか注目されるのである。

(「いわゆる『日本モデル』論と労働問題研究」, p. 71)

例 11 (ルール 1, ルール 1' 参照)

国際収支のプラス・マイナスは経常収支と資本収支(実物資産や有価証券の購入・売却などに関連する資本勘定の取引)の和である総合収支がプラスかマイナスかによって、わが国

の1年間の対外取引において貨幣の受取が支払より多くなるかどうかを示す。プラスならば日本銀行の外貨準備が増えるか、外国為替銀行の純資産が増加することになる。マイナスならばその逆の変化が生じる。1950年代ではまだ資本自由化が進展していなかったので、資本取引量は小さく、国際収支はほぼ経常収支の動向と一致していたのである（なお、国際収支の詳細は第10章で説明されている。特に、第10-8表は国際収支の全体を理解するのに便利であろう）。（『近代経済学』, p. 450）

例 12（ルール1, ルール1' 参照）

クーンの説明によれば、パラダイムと呼ばれる科学者達に共通な基本的な考え方があり、それは簡単には変化しない。ひとつのパラダイムが支配している通常科学（ノーマル・サイエンス）と呼ばれる時期においては、それにもとづいた細目的研究が続けられていく。しかし一方では、それでは説明できない事象の観察が蓄積され、パラダイムに対する反証例が増加していく。ただ、それだけではパラダイムが変更されることはない。古いパラダイムを凌駕する新しいパラダイムが準備されるにいたって、やっとならパラダイムの交代、つまり科学的革命がおこるのである。天文学における天動説から地動説へのコペルニクス革命は科学的革命の典型的な例である。（『近代経済学』, p. 41）

例 13（ルール1 参照）

供給曲線は右上がりであり、価格の上昇は供給量を増加させる。価格上昇に対する供給量の増加の反応の強度を示す尺度として、需要の価格弾力性と同様に供給の価格弾力性を考えることができる。すなわち、価格の1パーセントの上昇に対して供給が何パーセント増加するかをみるのである。（『近代経済学』, p. 69）

例 14（ルール1' 参照）

民主主義的な資本主義国の調整機構は市場機構に外ならない。すなわち「何をどれだけ」「どのように」生産し消費するかという基本的経済問題の決定は、市場における価格形成を通して行われるのである。その詳細は本書の第一編全体を通して説明されるが、ここではこれを簡単にスケッチしておこう。（『近代経済学』, p. 13）

例 15（ルール1' 参照）

私は、社会経済システムの普遍性、もしくは経済合理性というものは、その国の経済発展の段階によって変わってくるものだと考える。別の言い方をすると、世界中、一律に、時代を超えて普遍的に適用可能な「ザ・経済システム」というものは存在せず、その国の経済発展の段階がどのあたりにあるのかということが、望ましい経営システムや経済システムの合

理性を規定すると考えるのである。(『日本経済の歴史的転換』, p. 126)

例 16 (ルール1' 参照)

そこで、責任会計論は、いかなる変遷をたどってきたか、また、その原因となるものは何であるのか、ということが問題となってくる。言い換えれば、各論者は、責任会計の本質的要素を、何にもとめているのか、それは、いかに、また、なぜ、変化してきたのか、という疑問が生じてくるのである。(『責任会計論の生成』, p. 92)

例 17 (ルール1 参照)

これまでの説明によって、企業は各生産要素の限界生産物の価値額が生産要素価格に等しくなるような水準に生産要素を需要するということが理解されたであろう。いま A 企業の生産量から独立に市場で決定された価格である P_i が一定な完全競争企業の場合には、限界生産物と生産物価格の積を一般に限界価値生産物と呼んでいる。したがって、完全競争企業 A は X_i 生産要素市場で決められている要素価格 P_{xi} に従って、これにちょうど等しい限界価値生産物をもたらすだけの生産要素の数量 X_i を需要するのである。

(『近代経済学』, p. 151)

例 18 (ルール1 参照)

ここで先の〈文化の正当性〉の定義の問題を考えるならば、次のように言えよう。定義の「……知っている se savoir」というフレーズは、『再生産』の段階を経て、〈誤認〉を前提にしたうえで〈承認=知っている reconnaitre〉に発展した。つまり、そのフレーズは〈文化の正当性〉という「社会的事実」に行為者の〈誤認—承認〉が介在した「一次的経験」を含めようとする認識論的な企図の萌芽だったと。このように、〈プラティック理論〉は、「プラティックと理論」問題を解決した地平において成立するのである。

(「ブルデューにおける社会学的認識論と権力」, p. 98)

例 19 (ルール1 参照)

このようにして、大量生産・大量消費を前提に現在の豊かな社会が実現しているのである。

(『ゼミナール日本経済入門』, p. 472)

例 20 (ルール1 参照)

過去 200 年ばかりのあいだに、現在の先進国はめざましい経済発展をとげたが、これは世界全体には波及しなかった。今世紀の半ばにおいてさえ、先進国の人口は世界総人口の 4 分の 1 を占めるにすぎない。残りの 4 分の 3 は、程度の差はあれ低開発国と呼ばれる地域に居

住していた。1980年代に入ってからの数字でも、1人当たりGNPが1万ドルをこす国の人口は、全人口の5分の1以下であるのに対して、1人当たりGNPが300ドル以下の国の人口は全人口の2分の1を占める。このような所得水準の格差が、南北問題の中心をなしているのである。 (『近代経済学』, p. 470)

例 21 (ルール1 参照)

Part2以降、Part4までの諸章においては、きわめて簡単な消費関数、投資関数が使われていますが、これはマクロ経済をごく簡単なモデルで理解するうえでは必要な措置でした。しかし、GNPの75~80%を占める消費と投資がどのようにして決まるのかという点に関してはより詳細な知識が必要です。このような知識が十分ないままに特定の政策を発動しても、その効果は限られたものになるでしょう。その意味で、消費関数や投資関数のより詳細な検討が必要なのです。 (『入門マクロ経済学』, p. 34)

例 22 (ルール1 参照)

ブラザ合意による通貨調整で世界の金融・為替市場が急速に統合化への動きを強めた。当然、日本の金融・資本市場もいつまでも鎖国状態を続けているわけにはいかなかった。おカネに国境がなくなってきたからだ。さらに製造業の分野で日本に追い上げられたアメリカは、金融・資本市場の開国を強く迫ってきた。金融制度改革はこうした流れの中で議論が始まったのである。 (『ゼミナール日本経済入門』, p. 237)

例 23 (ルール1, ルール2 参照)

貨幣が導入されると、交換は大幅に効率化されます。パンを売ってブドウ酒(その他リンゴやチーズなど複数の財貨でも、この場合いっこうにかまわないが)を手に入れた人は、さしあたり、誰にでもパンを売って貨幣を受けとればいいのです。これは、ブドウ酒とパンを交換したいという人のみパンを売るという行為よりはるかに簡単です。貨幣を手に入れた後は、ブドウ酒を売りたい人(その人は必ずしもパンを欲しがっている必要はない)を探せばよいだけです。テニスと経済学、小説と土地の交換も貨幣を通して間接的に行えば困難ではありません。筆者が経済学者としてまがになりにも食べていけるのは、実は貨幣のおかげなのです。 (『入門マクロ経済学』, p. 98)

例 24 (ルール1, ルール2 参照)

どのような政策目標が与えられるにしろ、その目標を最大限度に実現するためには、どのような政策的手段をどれくらいとればよいのかという問題は、ポジティブな経済理論の応用として、全く技術的に、すなわち価値判断とは関係なく、解決できる問題である。よく政策

の目標だけでなく手段についても価値判断からの自由はありえないという人がいるが、それは目標と手段とを明確に分離せずに考えているからであり、自らの論理的混乱を暴露しているにすぎない。価値判断にかかわるものはたとえ手段にみえても実は目標の一部を構成しているものなのであり、手段とは目標を実現するための純技術的な、価値判断から自由なものだけを意味するのである。(『近代経済学』, p. 47)

例 25 (ルール 1, ルール 2 参照)

「金融恐慌」は時の大蔵大臣、片岡直温が国会答弁で「本日昼頃、渡辺銀行が破綻しました」と発言したことがきっかけになって発生したといわれているが、これはあくまでも表面上の理由にすぎない。実際は、ちょっとしたきっかけで同様のことが起こる下地が十分にできていたのである。(『日本経済の歴史的転換』, p. 5)

例 26 (ルール 1, ルール 2 参照)

合理的とは、ある目的達成のために情報を適度に利用する、というくらいの意味である。労働者にとっても経営者にとっても、インフレ予想はなかなか重要な仕事であり(生活がかかっている)、そのためには将来の貨幣供給の見通しの情報もできるだけ利用する筈であろう。貨幣供給の変化のうち不意打ちの部分はむろん見通せないが、ほぼ確実視されている部分は考慮に入れてインフレ予想をおこなう。合理的予想はその意味でやはりもっともな点が多い。ところが合理的予想のもとでは、かなり驚くべき結論が導き出されるのである。

(『近代経済学』, p. 480)

例 27 (ルール 1, ルール 2 参照)

経済活動は実際にはきわめて多数の経済主体の行動の結果として表れるものである。経済活動水準の1つの指標として国民生産物を取り、時間を通してそれがどう変化したかを調べるのは有意義なことであるが、循環局面と成長局面を区別すること、循環のうち大きなものを区別することなどは、あくまで分析の便宜のためであることを忘れてはならない。現実の経済活動水準の変動は成長・大小の循環などが分かちがたくからみあっているのである。

(『近代経済学』, p. 436)

例 28 (ルール 1, ルール 2 参照)

しかし、有効需要を喚起するには、財政は必ずしも赤字である必要はないのである。その理由は家計の限界消費性向が1よりも小なのに、均衡財政の場合の政府の限界支出性向は1だからである。徴税は家計から政府に所得を移転することに外ならず、その結果は全体として支出が増大するのである。

(『近代経済学』, p. 425)

例 29 (ルール 1, ルール 2 参照)

もし他の財の市場が完全競争でなければどうか。たとえば、他の財の供給が第 7-14 図の y のごとく競争均衡量 x より少ないとしてみよう。他の財の市場において供給量を増加させれば、消費者余剰と生産者余剰の和である社会の利得は増加する。したがって、他の財の供給量が競争均衡のそれ以下であるときは、ある 1 つの財の競争均衡における供給の限界機会費用は正の値になる。一方、この財の競争均衡における供給の限界利得はゼロであるから、限界機会費用におよばない。この財の供給を競争均衡の水準から減少させれば、社会の利得——消費者の効用は増加する。他の財が完全競争的でなければ、ある 1 つの財の市場が完全競争であることはかえって最適ではないのである。(『近代経済学』, p. 187)

例 30 (ルール 1, ルール 2 参照)

実際、第 10 章で詳しく検討した 1970 年代におけるフィリップス曲線のシフトは、部分的には、人々がインフレーションを激化させる過大な拡大政策に対して合理的な反応を示したために引き起こされたとも考えられます。このような見地に立てば、合理的期待仮説の「期待形成が経済行動のパラメータを変える」という新しい見方は、非常に斬新であるといっただけでよいと思われず、この見方がマクロ経済学や政策運営にもたらすインパクトは、決して小さくありません。ルーカス・クリティークや合理的期待仮説の理論的意義は、むしろこの点を明確にしたことにあると思われるのです。(『入門マクロ経済学』, p. 408)

例 31 (ルール 1, ルール 2 参照)

経済政策により選択することができる可能な資源配分の範囲が確定すれば、次は与えられた政策の目標を最大限に実現するような資源配分をそのなかから選び出すのが問題である。中央集権的な計画経済であればこれは簡単なことであろう。しかし、資本主義の経済については資源の配分は市場機構により行われてきたし、今後もまたそうであろう。その理由は、後に本書第 7 章の第 1 節、第 9 章で詳しく説明するように、市場機構による方法にはすぐれた点が多いからである。おそらく実行可能性という点では中央集権的な計画よりもすぐれた方法である。したがって、資本主義経済における経済政策は可能な資源配分のなかから望ましいものを直接的に選ぶのではなく、市場機構に干渉を加えることにより間接的にそのような資源配分の実現をはかるのである。(『近代経済学』, p. 49)

例 32 (ルール 1, ルール 2 参照)

新古典派の経済学、すなわち近代経済学における伝統的な学説は主としてマイクロ分析である。その長所は資源配分と所得分配の問題をこまかく分析することができる点にある。しか

し、経済の全体的な働き、総雇用量や産出量、国民所得などの相互関係をマイクロ分析により分析することは不可能ではないが便利ではない。そのような問題は、集計量の経済学であるマクロ分析にまかせるべき問題である。このように、マイクロ分析とマクロ分析とはけっして代替的なものではなく、むしろ補完的なものなのである。(『近代経済学』, p. 46)

例 33 (ルール 1, ルール 2 参照)

ヒュームが17世紀の大陸自然法論の所有論に付け加えたものは、英国の哲学者から受け継いだ行為の心理学である。彼が『道徳原理の研究』の注でグロティウスの所有論への賛同を表明したのは、後者の個々の議論に賛成したからというよりは、その(潜在的に)非宗教的な発展史的アプローチに賛成したからである。ヒュームの目的はグロティウスに代表される自然法論にとって代わることではなく、それに人間性論という根拠を与えて完成することだったのである。(「ジョン・ロック所有論の再検討(1)」, p. 169)

例 34 (ルール 1, ルール 3 参照)

これらの著者の研究をいくら読んでも、ロックの所有論が今日の英米の哲学者の間で、まるでわれわれの同時代人の議論のように批判されているという事情をうかがうことはできないだろう。日本のこれらの研究者がその事情に全く無知なはずはないが、それでも彼らはロックの著作はその元来の環境を離れては意義の乏しいものだと見なしているらしい。彼らはその思想をあたかも博物館に収められた過ぎ去った時代の遺品のように取り扱うのである。(「ジョン・ロック所有論の再検討(1)」, p. 171)

例 35 (ルール 1, ルール 3 参照)

このように、人権条約においては、各締結国は各々一方的に条約義務を受諾しているのであり、利益の対応関係に基づいている通常の条約の場合と違って、条約遵守・実効性の動機付けとして重要な機能を果たす相互性の原則が働かないのである。こうして、人権条約においては、その遵守・実効性を確保するための他の手段・措置が必要とされるのである。

(「国際組織による国々の義務履行に関する国際的コントロール」, p. 99)

例 36 (ルール 1, ルール 3 参照)

……それでは、酒井〔1991〕も小野〔1992〕も不確実性下の行動を分析しているにもかかわらず、なぜこうした違いが生じたのだろうか? それは2人の「不確実性」の意味が異なるためである。一方で、酒井〔1991〕は不確実性を収益の確率的変動(=リスク)とみなしている。他方、小野〔1992〕においては不確実性という状況は「流動プレミアム」という変数に凝縮されている。流動性は将来の突発的事象を防衛するための購買力プールとなってい

る。そのため流動性プレミアムは、不確実性下に直面した経済主体にとって重大な変数となるのである。
(「不確実性下の資産選択」, p. 126)

例 37 (ルール 3 参照)

しかしその一方で、消極的な面もある。小野モデルには投資の重要性が全くない点である。小野〔1992〕は「ケインズ型消費関数」(所得のみに依存する貯蓄)を完全に否定しているので(小野〔1992〕p. 150)、乗数による投資の波及効果はまるで意味をもたない。投資の軽視は現実の景気変動を研究する立場からも、ケインズ経済学の立場からも承服しがたい。吉川〔1994〕p.133も主張するように、現代においても設備投資・在庫投資は生産の最大限に重要な変動要因なのである。また公共投資による不況対策を考える場合に、「投資需要→乗数→全体の有効需要」という……(以下省略) (「不確実性下の資産選択」, p. 127)

例 38 (ルール 1, ルール 3' 参照)

以上がこの仮設例による費用曲線の構造であるが、それは工場規模が変化しない場合の費用の一般的性質として十分納得しうる想定といえよう。ここで説明した費用構造の特徴をよりの確に捉えるには、直接に経済分析用語によって説明するのが便利である。それは単なる経済用語というよりは経済学的考え方をそのまま表現するからである。実際にはこれまでの説明のなかにもそれらはすでに使用されている。たとえば、費用曲線が最初急増する部分、次にゆるやかな上昇部分、そして最後の爆発的上昇部分によって示されることを、次々に100個ずつ生産額を増加させたときの費用の追加分の比較によって説明した。この費用の追加分という考え方こそ、後に明らかになるように限界費用という最も重要な概念なのである。
(『近代経済学』, p. 118)

例 39 (ルール 1, ルール 3' 参照)

しかし皮肉なことには、ケインズ自身は企業の供給行動として古典派的なものを考えていた。企業は生産物の実質価格に応じて供給し、実質賃金に応じて労働を需要するというのが『一般理論』のケインズの立場であった。労働供給は名目賃金に応じておこなわれ、しかもある賃金のもので供給はきわめて弾力的になる(名目賃金はほぼ固定される)。だからこそ有効需要の原理が作用し、名目需要が増加すればすこしは価格が上昇するが、実質生産もまた増加するとしたのである。
(『近代経済学』, p. 489)

例 40 (ルール 3' 参照)

その意味からすれば、「直観」とは、たしかに「直接的な」ものにすぎないとしても、「人間学」における「心」の関心事である主・客未分化を特色とするたんなる「感覚」とも、ま

たこのわたしの受容にもとづく「現象学」における「意識の立場」の端緒である「感性的意識」とも異なった、認識作用の端緒としての直接的なものなのである。あるいは、対象を認識する限りにおいて、そこに主・客関係が登場するにしても、それはもはや「現象学」におけるように客観との対向関係におけるたんなる意識ではないのであって、まさに、先の引用にあるように「理性性の規定をもって定立された意識」なのである。さらには先に見た「現象学」の立場における……（以下省略）（『『意識』と『認識』』, p. 167）

例 41（ルール 3 参照）

なぜ、需要曲線は第 3-1 図のように右下がりになるのが通常の場合なのであろうか。このことを考えるために、まず財を消費することによって得られる効用について考えてみよう。どのような財でも多く消費すればそれから得られる効用も多いが、消費量を増加させることにより増加する効用の量はだんだん減少するものと考えられる。これを限界効用減法の法則という。これは読者が自分でたとえば食物などを消費する場合を考えてみれば納得がいくであろう。（『近代経済学』, p. 66）

例 42（ルール 3 参照）

経済発展のテンポあるいは経済成長率は、巨視的にみても国により時代によって大きな差がある。もうすこし細かくみれば、発展の様相の差はいっそう著しいに違いない。いったい、このような相違はどこからでてくるのであろうか。経済発展の解明には、経済学の分析用具だけでは不十分であるが、かりに本書でこれまで学んできたところを応用してみるとほぼ以下のようなになる。（『近代経済学』, p. 462）

例 43（注 6 参照）

この中から、新しい日本の成長パターンが生まれてくるはずだ。ロボットにしても、省エネ技術にしても、海外にお手本がないのだから、自らフロンティアを切り開いていく以外に道はない。この道を強い意思で進めば、やがて「環境大国」「雇用大国」と、世界から絶賛される日も来よう。（『ゼミナール日本経済入門』, p. 98）

注

1. 「のだ」の研究史については、田野村忠温『現代日本語の文法 I - 「のだ」の意味と用法 -』（1990）の補説 D が詳しく、文献目録も最も整っている。
2. 一通り練習が終わって形も用法もある程度身に付けたかにも見えても、「大体分かったけれど、私は使いません。なぜ『～んです』を使いますか」と「～んですか」を使わずに本音を言う日本語学習者は少なくない。
3. 小金丸春美（1990）、葉照子（1990）、姫野昌子（1993）、大場理恵子（1995）など、ごく

僅かである。このうち、姫野以外は誤用分析と習得難易度分析をしているだけで具体的な指導法の提案ではない。

4. 第五段落の「のか」や第六段落の「のであれば」も「のだ」から派生したものであるが、文末表現ではないのでここでの分析からは除外した。
5. この受講生たちは優等生すぎるくらいはあるが、そうでなくても教師が緩やかに誘導すれば十分納得できるものと思われる。
6. 紙幅の関係上、「～のだから」と「～から」の使い分けが導き出せるルールは示していないし、「～のである」と「～からである」の違いについても言及していない。しかし、実際にはテキストに現れ、当然受講生に質問されたので、簡単に説明した。前者については、「のだから」では、例43のように、主文の内容が当然の帰結であるというニュアンスが強いことを伝えた。しかし日常的会話では、野田(1992)が指摘するように、主文に話し手の判断や、命令、依頼などがきて、それを当然の帰結だとすることで、2次的に非難がましいニュアンスを帯びるのが普通である。そこで、たとえば「寒いんだから、窓を閉めてくださいませんか」では押しつけがましくて失礼であることを確認した。「～のである」と「～からである」の違いについては、具体例を挙げながら説明したが、一言で言えば、前者では、因果関係自体よりもまだ未完結の文脈を埋めるべく「のだ」文を相手に向かって強く差し出すことに重点があるのに対して、後者では因果関係自体に焦点があるということになる。ただしこの因果関係との絡みは、「のだ」文の核心にも関わる重要な問題なので、因果関係を主軸とした松岡(1993)をはじめとする先行研究を踏まえ、理論的かつ実証的に入念な吟味・検討をすべきであろう。それは、「のだ」文の語感についての筆者の仮説を理論的に裏付けるためにも必須のプロセスと言える。しかし、その重大な課題はそれだけで一稿を要するものであり、論述文における「のだ」文の指導法の提案という本稿の主旨からは外れることになるので別稿に譲らざるを得ない。
7. 林大(1964)は、書きことばにおいては「のだ」や「のである」がしばしば段落の最後に現れるということを指摘しているし、姫野昌子(1993)は、「のだ」文が結論を述べたり、締めくくりをつける形で、あるまとまった文章の終わりに来やすいことを、実際の用例から学ばせるのがよいと勧めている。しかし、具体的にどのように指導すればよいのかは残念ながら示されていない。
8. 文献1~3は経済基礎文献、4は基礎文献ではないが啓蒙書的色彩の強いもの、5以下は大部分、1995年度版『一橋論叢』の経済学部号、商学部号、法学部号、社会学部号の学術論文のうち、日本語母語話者によると見られるものである。文献14, 15, 44は『一橋論叢』のものではないが本講義で扱ったので表に掲げ、文献45, 46はデータを中心に論を進める自然科学系論文のための比較資料として取り上げている。
9. 注6参照。
10. 松岡弘(1993)を参照。
11. 平均的日本人大学生の文章力を見るにつけ、彼らこそ文章表現能力をもっと意識的に身に付けるための授業を必要としているのではないかと思えてくる。

出典一覧

1. 『近代経済学（新版）』新開陽一／新飯田宏／根岸隆共著，1987年，有斐閣
2. 『ゼミナール日本経済入門』日本経済新聞社編，1995年，日本経済新聞社
3. 『入門マクロ経済学（第3版）』中谷巖著，1993年，日本評論社
4. 『日本経済の歴史的転換』中谷巖著，1996年，東洋経済
5. 「第12回世界客家大会の情報解析序説」中川学著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
6. 「APEC研究センター：目的と課題」山澤逸平著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
7. 「1994年の年金改正とその評価」高山憲之著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
8. 「いわゆる『姿態変換』の構造」神武庸四郎著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
9. 「日本的労使関係の史的展開（上）——1870年代～1990年代——」西成田豊著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
10. 「資本市場不完全性下の学歴シグナル」荒井一博著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
11. 「日本型ツー・ステップ・ローンの経済分析（2）——セラード灌漑事業の事例研究——」奥田英信著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
12. 「不確実性下の資産選択——現代金融論からの遡及」小峰敦著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
13. 「世代間の所得移転の形態と所得不平等に関するモデル」鞠重鍋著『一橋論叢』第113巻第6号（経済学部号），1995年，一橋大学一橋学会
14. 「いわゆる『日本モデル』論と労働問題研究」佐口和郎著『経済学論集』61巻2号，1995年，東京大学経済学会
15. 「『構造変化』の下での労働組合の産業政策と労働組合運動」阿部誠著『大分大学経済学論集』47巻5号，1996年，大分大学経済学会
16. 「ランカシャ紡績企業9社の資産再評価」米川伸一著『一橋論叢』第114巻第5号（商学部号），1995年，一橋大学一橋学会
17. 「日本の取締役会：その法的・経営的分析」平田光弘著『一橋論叢』第114巻第5号（商学部号），1995年，一橋大学一橋学会

18. 「わが国経済成長と預金市場：カルマン・フィルター法を用いて」釜江廣志著『一橋論叢』第114巻第5号（商学部号），1995年，一橋大学一橋学会
19. 「並行通貨アプローチから見た基軸通貨の慣性」小川英治著『一橋論叢』第114巻第5号（商学部号），1995年，一橋大学一橋学会
20. 「借手特性と貸出契約」三隅隆司著『一橋論叢』第114巻第5号（商学部号），1995年，一橋大学一橋学会
21. 「責任会計論の生成」伊藤克容著『一橋論叢』第114巻第5号（商学部号），1995年，一橋大学一橋学会
22. 「大恐慌期における日豪通商問題」石井修著『一橋論叢』第114巻第1号（法学部号），1995年，一橋大学一橋学会
23. 「国際鉄鋼レジームの模索——鉄鋼多国間協定（MSA）交渉を巡って——」野林健著『一橋論叢』第114巻第1号（法学部号），1995年，一橋大学一橋学会
24. 「国際組織と地方自治体ネットワーク——グローバルイズムの協力の模索——」大芝亮著『一橋論叢』第114巻第1号（法学部号），1995年，一橋大学一橋学会
25. 「インドシナ介入をめぐる米英政策対立——冷戦政策の比較研究試論——」田中孝彦著『一橋論叢』第114巻第1号（法学部号），1995年，一橋大学一橋学会
26. 「日中民間貿易と日米外交，1952—1955」清水さゆり著『一橋論叢』第114巻第1号（法学部号），1995年，一橋大学一橋学会
27. 「国際組織による国々の義務に対する国際的コントロール」佐藤哲夫著『一橋論叢』第114巻第1号（法学部号），1995年，一橋大学一橋学会
28. 「インサイダー取引規制——証券投資論と重要事実——」仮屋広郷著『一橋論叢』第114巻第1号（法学部号），1995年，一橋大学一橋学会
29. 「フリードリヒ大王の国家思想——啓蒙絶対主義における社会契約論と親政——」屋敷二郎著『一橋論叢』第114巻第1号（法学部号），1995年，一橋大学一橋学会
30. 「教育の計画性・再考」久富善之著『一橋論叢』第114巻第2号（社会学部号），1995年，一橋大学一橋学会
31. 「教育思想史の可能性」関啓子著『一橋論叢』第114巻第2号（社会学部号），1995年，一橋大学一橋学会
32. 「北方教育と教育科学運動」木村元著『一橋論叢』第114巻第2号（社会学部号），1995年，一橋大学一橋学会
33. 「多文化社会における指導過程論の課題」斎藤里美著『一橋論叢』第114巻第2号（社会学部号），1995年，一橋大学一橋学会
34. 「宇部文化協会における師井恒男の教育実践」平岡さつき著『一橋論叢』第114巻

- 第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
35. 「ブルデューにおける社会学的認識論と権力」小澤浩明著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
36. 「19世紀イギリス学校教育論における『共感』概念の系譜」藤井真理著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
37. 「メキシコ教育大臣ホセ・バスコンセロスの『精神教育』」青木利夫著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
38. 「現代における人間理解のために」嶋崎隆著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
39. 「『意識』と『認識』——ヘーゲルの『精神現象学』と『心理学』との区別と関連について」太田信二著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
40. 「デュルケームの民主主義論」菊谷和宏著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
41. 「第二次近衛内閣初期における対外政策決定過程」森茂樹著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
42. 「ユーゴ・ソ連論争史序論」岡本和彦著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
43. 「戦後アルザス地域主義の展開と特質」坂井一成著『一橋論叢』第114巻第2号(社会学部号), 1995年, 一橋大学一橋学会
44. 「ジョン・ロック所有論の再検討(1)」森村進著『法学研究』(一橋大学研究年報)26号, 1995年
45. 「天文学におけるカタログ・データベースの利用」中嶋浩一著『自然科学研究』(一橋大学研究年報)29号, 1994年
46. 「一橋大学東キャンパスにおける環境放射線の測定」上田望著『自然科学研究』(一橋大学研究年報)29号, 1994年

参考文献

- 大場理恵子 1995 「『のだ』『のか』の習得上の困難点について」『言語文化と日本語教育』第9号(水谷信子先生退官記念号), お茶の水女子大学日本語文化学会
- 小金丸春美 1990 「作文における『のだ』の誤用例分析」『日本語教育』71号
- 田野村忠温 1990 『現代日本語の文法Ⅰ——「のだ」の意味と用法——』和泉選書

- 野田 春美 1992 「複文における『の(だ)』の機能——『のではなく(て)』『のでは』
(旧小金丸) 『のだから』『のだが』『阪大日本語研究 4』大阪大学文学部日本学科
- 葉 照子 1990 「初級日本語学習者における『のだ』の使用例からみた誤用の類型
について」『九州大学留学生センター紀要』第2号
- 林 大 1964 「ダとナノダ」『講座現代語6 口語文法の問題点』明治書院
- 姫野 昌子 1993 「日本語教育における『の』の指導」『日本語学』第12巻第11号,
明治書院
- 松岡 弘 1993 「再説——『のだ』の文・『わけだ』の文」『言語文化』第30号,
一橋大学語学研究室
- 劉 向東 1996 「『わけだ』文に関する一考察」『日本語教育』88号